

議案第13号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大田原市新型インフルエンザ対策連絡会議	新型インフルエンザに関する事務
---------------------	-----------------

」

を

「

大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議	新型インフルエンザ等に関する事務
----------------------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。